

平成 26 年 8 月 7 日

菅 義偉 内閣官房長官
古屋 圭司 内閣府防災担当大臣
田村 憲久 厚生労働大臣
太田 昭宏 国土交通大臣

海洋国日本の災害医療の未来を考える議員連盟
会長 額賀 福志郎

災害医療の充実に関する申し入れ

災害医療体制の整備は、都道府県が策定する医療計画に位置付けられることとされるなど、一義的には都道府県の責任で行われることとされている。南海トラフ地震防災対策推進基本計画においても「地方公共団体等は、災対法第86条の3の規定に基づく臨時の医療施設の開設や、民間事業者を活用した負傷者等の緊急輸送を含め、被災地内における医療体制の確立を最優先に医療活動に取り組む」とされている。

しかし、南海トラフ地震、首都直下地震のような著しく異常かつ激甚な非常災害においては、最大で 15 万人の入院医療対応力不足が見込まれ、それぞれの都道府県のみで対応することは困難であり、膨大な傷病者に我が国の医療資源の総力を挙げて対応できるよう、政府はその果たすべき役割を明確化し、主体的に取り組まなければならない。また、これに必要な予算を確実に確保しなければならない。

よって、下記事項の実現を、政府に対し強く要請する。

記

1. 大規模災害発生時に備えた災害医療の体制整備は、医療政策を所管する厚生労働省だけでなく、文部科学省、消防庁、海上保安庁、防衛省、国土交通省など省庁を横断する取り組みが必要になる。また、現状では、海路からの医療支援に係る体制構築など検討が進んでおらず、海洋国日本の特性を活かしきれていない。

そこで、内閣府、厚生労働省が中心となって省庁横断の検討チームを組成し、災害医療の専門家、有識者の参加も得ながら、災害医療体制の検討を進め、実効性のある対策を講じること。その際、東日本大震災の教訓を踏まえ、海路からの医療支援、その機能等のあり方についても、主要な検討課題の一つとして取り上げ、十分な検討を行うこと。

(1) 都道府県を超え、関係機関間の縦割りを排した調整機能の確立

- ・ 都道府県が被災することも想定し、国において、災害時の応援等を中心とした災害医療について、DMAT、JMAT等の各医療関係組織・機関を横断した司令塔機能を確認すること。
- ・ 上記とあわせ、自治体間における広域的な調整をより円滑に行えるような仕組みづくりを促進すること。

(2) 臨時の医療施設も含めた被災地内における医療の確保

被災地においては、膨大な傷病者が発生する一方、医療施設の被災・機能低下が想定されるが、航空機を活用した域外への広域的な患者搬送にも制約がある。このため、被災地域内で最大限の医療体制が構築できるよう、以下の事項を推進すること。

- ① 災害拠点病院その他の医療機関におけるBCP作成を加速化させること。
- ② 被災地で活動するDMATや中長期の医療チームを最大限投入し、災害拠点病院以外の病院、診療所等も含め、地域内の医療資源を最大限確保して医療活動に当たるべく必要な体制整備を行うこと。
- ③ 臨時の医療施設を開設できるよう、あらかじめ開設場所を検討しておくとともに、医療ユニット、人材を確保しておくこと。
- ④ 2年間の船舶を活用した実証実験を踏まえ、災害医療全体における陸海空の役割分担（海からの医療機能の在り方）を明確化するとともに、海からの医療機能提供を含めた災害医療の充実を図ること。
- ⑤ 在宅医療者（酸素療法、透析医療等）等の継続医療ニーズにも対応すること。
- ⑥ 民間運送事業者の活用も含め、絶対的に不足する被災地域内の搬送手段の多様化を図ること。

(3) 広域医療搬送の実施手順の明確化

自衛隊航空機のみならず防災関係機関、民間航空機等も最大限活用するとともに、限られた搬送手段、人員（DMAT隊員含む）を有効に活用できるよう、対象患者のトリアージ、航空機の運航調整、受け入れ病院の確保など実施手順を明確化すること

(4) その他

以下の事項についての具体的な対策を講じること。

- ① 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えた災害医療体制の強化
 - ② 石油コンビナート火災等の特殊災害に係る医療体制の整備等
2. 1. の検討を踏まえ、政府は、発災後ただちに活動を開始できるよう、南海トラフ地震、首都直下地震の被害想定に基づき、臨時医療施設の開設、DMAT等の派遣、広域医療搬送の調整など医療活動に関する計画を具体計画に盛り込み、早期に策定すること。
また、訓練等による様々な角度からの検証を通じて、継続的に見直しを行うこと。
 3. 上記の検討を進めるため、海からの医療機能の提供について、2年間の船舶を活用した実証実験結果を踏まえた課題の検証を含め必要な訓練を実施すること。
 4. さらには、中長期的な課題として、災害医療も含めた災害対応に係る活動全般を一元的に指揮及び調整する権限を持つ組織について、検討を進めること。

以上